

官民競争入札等監理委員会  
公共サービス改革小委員会  
第1回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第1回 官民競争入札等監理委員会  
公共サービス改革小委員会 議事次第

日 時：平成18年10月13日（金） 9:40～10:10

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 各省ヒアリング

・国土交通省

(2) その他

3. 閉 会

---

< 出席者 >

( 委員 )

落合委員長、齊藤委員長代理、樫谷委員、小林委員、田島委員、本田委員

( 国土交通省 )

小川陽一都市・地域整備局公園緑地課長、望月一彦公園緑地課課長補佐

( 事務局 )

河内閣審議官、福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊  
埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、第1回「公共サービス改革小委員会」を始めさせていただきます。まず「公共サービス改革小委員会」の趣旨につきまして、事務局より説明をお願いします。

櫻井参事官 これからの議論をより具体的かつ集中的にやっていくために「公共サービス改革小委員会」を設置するというを以前お決めいただいたと思います。

本日は、その第1回目ということで、この「公共サービス改革小委員会」では、全般的な業務について御議論を賜るわけですけれども、とりわけ、国あるいは独立行政法人の公共サービスに係る公共サービスの改革についての事項を中心に、これから御議論いただくということでございます。勿論、小委員会でございますので、決定事項その他につきましては、この小委員会の議論を踏まえて監理委員会本体の方でやっていただくということになりますけれども、議論、特にヒアリング等を集中的にやっていただくという観点から、本日から小委員会を適宜開催させていただくという趣旨でございます。

落合委員長 それでは、国土交通省から「都市公園の維持管理業務」につきましてお伺いをしたいと思います。

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課の小川課長、よろしく願いいたします。時間は10分ということで、よろしく願いいたします。

小川公園緑地課長 おはようございます。小川でございます。よろしく願いいたします。それでは、時間も限られておりますので、資料に基づきまして、できるだけ要領よく御説明を申し上げたいと思います。

目次をお開きいただきますと、3部構成でございます。

「Ⅰ 都市公園の概要について」。

「Ⅱ 国営公園事業について」。

「Ⅲ 民間からの要望について」。

参考としまして、関連法規や随契見直し計画という構成になってございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。まず都市公園の概要ということで、定義でございます。都市公園法の2条で、都市公園の定義がございます。都市公園とは、次に掲げる公園または緑地で、その設置者である地方公共団体または国が当該公園または緑地に設ける公園施設を含むということで、一号が地方公共団体が設置する公園または緑地の定義でございます。

二号が次に掲げる公園または緑地で国が設置するものです。私ども通常、国営公園と略称しておりますけれども、国営公園の定義でございまして、イ号としまして一の都府県を超えるような広域の見地から設置するもの。

ロ号としまして、国家的な記念事業として、または我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置するものという二つの種類がございます。

財源構成でございますが、都市公園事業、地方公共団体に対しては補助を行っております。通常、補助率は用地が3分の1、施設が2分の1というのが、国の最大限の補助割合

でございます、残りは地方ということになります。

国営公園の方でございますけれども、イ号の方は地方負担をいただいております。整備費が3分の1の地方負担、維持管理費が10分の4.5の地方負担という率になってございまして、残り3分の2と10分の5.5がそれぞれ国の負担ということになります。口号公園は、地方負担はございません。10割国費ということでございます。

3ページ「(3)都市公園等の種類」ということでございます。真ん中辺に国営公園の定義がございます。これはまた後ほど出てまいりますので省略をさせていただきます。そのほかの細々した種類は、全部地方公共団体が設置するものでございます。

ちょっとはしょった説明になりますけれども、4ページ以下は「(4)都市公園の整備効果等」を掲げてございます。

「都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守ります」、大変震災や大火の危険性が高い密集市街地が、全国で2万6,000ヘクタール存在してございます。そういった密集市街地も勿論でございますが、一般の市街地におきましても震災時の避難地ですとか、延焼防止効果、あるいは復旧・復興の拠点ということで、防災公園の整備が非常に急がれている状況でございます。

阪神・淡路大震災、あるいは新潟県の中越地震におきましても、都市公園が非常に重要な役割を果たしたということでございます。

大規模公園は、小規模な公園が焼け止まり効果を発揮した例でございます。

大規模な公園になりますと、鳥屋野潟の例にございますように、復旧支援部隊の活動拠点になるという形でございます。

大きく分けますと二つに分かれます。避難者の生命を保護する公園ということで、避難地となる、一部避難路もあります。

2つ目が、消防・救援活動の拠点となるというのが、防災公園の主な役割でございます。

そのほか延焼防止、地区住民の活動拠点というようなものもございます。

以下でございますが、一般的な都市公園の整備効果ということで、健康運動、あるいは市民参加による環境学習、生涯学習、自ら管理に参画していただくということでございます。

6ページ、豊かな地域づくりへの貢献と申しますか、中心市街地の活性化に役立ったり、自然資源の活用、あるいは歴史的資源を活用しまして、観光振興の拠点になるという効果もございます。

7ページの国営公園事業がメインでございますので、こちらの方に移りたいと思います。

落合委員長 半分の5分を過ぎましたので、ポイントをご説明願います。

小川公園緑地課長 まず「1)業務の目的」は当然のことでございます。

「2)整備の内容」、イ号公園が12公園、口号公園が5公園でございます。

「3)イ号公園の技術的基準」ということで決まっております、防災拠点型が1か所ございます。残りの11か所が地方ブロック単位に設置される広域利用型ということでござ

います。

4)の下にございますが、二つの種類がイ号公園にはあるということございまして、8ページ、点線で囲っております、国営防災公園型の東京臨海広域防災公園のみが未供用でございます。ほかは一部供用または全面供用を既に終えてございます。

9ページが一覧の表でございます。

10ページは「(2)業務の実施体制」でございます。整備に係る体制ということで、通常、国土交通省は各地方整備局等が八つございます。その単位に局があり、その下に事務所があるという構成でございます。沖縄だけは内閣府総合事務局の下に1事務所がございます。あとは省略をさせていただきます。

11ページ、同じように維持管理体制でございます。体制といたしましても整備と全く同じでございますが、違いますのは後ほど出てきますように、維持管理業務全般に対してはそういう管理を自ら行うための組織は国営事業の場合認められておりませんで、上段にございますように「『都市公園法に基づく公園内の行為の許可、施設の設置等に係る許認可事務』等公権力の行使に係るものを除き、園内の植物管理、建物管理、清掃、利用サービス等の維持管理業務は、外部委託している」、いわゆるアウトソーシングを行っております。

12ページ「(3)国営公園維持管理業務の概要」でございます。維持管理業務は、快適に公園を利用いただくということで、質的レベルを維持、向上させる。それから、資産の保全、増進ということを目的として、植物管理から救急等多岐にわたる業務を行っておりますが、そういう業務が管理運営上、非常に一体的密接不可分のものでありますので、公園管理者である国に代わりまして、専門的な知見に基づきまして管理運営を行う組織に對しまして、一括して委託を行っているというのが今の管理体制でございます。

具体的には、公園緑地管理財団という管理財団が武蔵丘陵森林公園の開園以来14か所の管理を行っております。一部、国営河川公園の場合は、河川環境管理財団。沖縄の場合には、海洋博覧会記念公園管理財団という財団が、それぞれ国が受託して行っている体制になっております。

一番下の4)、更に平成18年6月に「随意契約見直し計画」が策定されまして、先ほど言いましたイ号、口号のうち、口号の5か所につきましては、その趣旨から、行幸啓等への対応や、文化的資産の保存等、国の責務として実施すべき性格が非常に強いということで、現在の体制を引き続き、維持管理を行うことが必要不可欠であるということで、随契を行うこととしております。

一方で、残りイ号公園11か所につきましては、発注者が特定した公益法人、先ほどの法人になりますが、そういう法人以外の参加者の有無を確認するための公募手続を導入します。これを経た上で、手を挙げる方がおられれば一定の手続の下に受託者を決定するというのを、平成19年度から導入する仕組みにしております。

以上が概要でございます。14ページから、少しわかりやすく図面でお示ししており、16ページに国営公園の利用者数や維持管理費の最近の状況をお示しております。このグラフ

にありますように、供用面積、利用数ともに非常に着実に伸びてきております。そういったような資料を付けておりますが、質問等がございましたら、その際に御説明を差し上げるようにしたいと思います。

以上、ちょっとはしよりましたが、説明とさせていただきます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、委員の方から御自由に御質問、御意見をお願いいたします。

榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 御説明いただいた12ページ、財団法人公園緑地管理財団についてということですが、公園の維持管理業務については、基本的には公園緑地管理財団に任せているということなのですが、この中で一番下ののところの2行目の真ん中辺に「公権力の行使に係るものを除き」と書いてあるのですが、これは許可事務が公権力の行使ということを言っているわけですか。

小川公園緑地課長 はい。14ページをお開きいただきたいと思います。14ページ、15ページが、維持管理体制を図化しているものでございます。国営公園の維持管理、大きく分けると、今おっしゃられましたような許認可事務といったものがございます。

一方で植物管理、建物管理等の維持管理業務がございます。本来は、公園管理者である国自らが行うべき業務ということでございますが、非常に国営公園というものが新しい事業ということもありまして、国の組織・定員が抑制されたという中で、一番下にありますけれども、国自らが実施する業務は公権力の行使に係る許認可事務、それから、一元的な管理の必要がない維持管理業務につきましては、一部民間発注をしております。そういったものを除きまして、右側の公園緑地管理財団等が一括して利用者指導等の維持管理業務、それから許認可事務等の補助、民間発注を国がしますが、それも調整業務を管理財団が行うということでございます。

15ページはちょっと詳しくなりますので、御説明の方はまた後ほどにさせていただきますと思います。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 具体的に行為の許可とか、占用許可というのは、どの程度の公権力の行使をしないといけないのか、基本的にはガイドラインのようなものがあって、ガイドラインに従って判断すればいいのか、つまり公権力の行使のレベルという言い方がいいのかどうか分かりませんが、その辺について御説明いただけたらと思います。

小川公園緑地課長 それでは、参考資料になりますけれども、21ページをお開きいただきたいと思います。都市公園の定義のところは飛ばしまして、公園管理者以外が設置する公園施設。まず、こういう公園管理者以外が都市公園の中に公園施設を設置することが都市公園法で可能になっておりますので、その設置許可、管理許可を行うということでございます。5条2項に具体的な許可をすることができる条件がございまして、公園管理者自ら設け、または管理することが不適當、または困難であると認められる場合。

2号の方は、当該公園管理者以外のものが設け、または管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるのでございます。この2号の方は、最近平成16年の改正で追加されたということでございます。それまでは非常に不適當、困難ということで限定的でございましたが、積極的に都市公園の機能を増進すると認められるものでございます。こういう都市公園における公園施設の設置管理許可、これは非常に公権力の行使という性格の非常に強いものでございます。

更に兼用工作物の管理なども関連いたしますけれども、ちょっと飛びますが22ページの方にまいりたいと思います。同様に都市公園の許認可について占用の許可というものを行っております。都市公園に公園施設以外の工作物。先ほどは公園施設でしたけれども、それ以外の工作物、その他の物件を設けて公園の占用使用する場合は、公園管理者の許可を受けなければいけないということで、占用の目的とかといったものを記載して公園管理者に、それが都市公園の管理上支障がないということで、条件をクリアーするものであれば占用が認められるということで、これも非常に公権力の行使の度合いの強いものでございます。

真ん中辺の12条の方です。国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならぬということでございます。

一号が、物品を販売し、または頒布すること。

二号が、協議会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部または一部を独占して利用すること。ロケなどもこういうものに該当するわけです。

三号が、行為で政令で定めるものということで、今、言いましたロケを行うような場合、こういう行為の許可を受けなければいけない。これは前の二つに比べますと、もう少し弱い公権力の行使になりまして、12条などは場合によっては公園の利用促進につながることもございますので、むしろ大いに受託者も持ち込みイベントなどを奨励しながらやっているということでございます。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 今の管理者以外の者が設ける公園施設というのは、具体的にはどんなことを言っているんですか。

小川公園緑地課長 例えばレストランとか売店とか、そういう民間が行った方がいいような場合とか、遊戯施設でも普通の遊戯施設ですと公園管理者が設置するんですが、観覧車をつくり、それを独立採算でやっていけるという場合には設置管理許可を行うケースが結構ございます。

落合委員長 斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 イ号公園については、今後公募手続を導入していかれる予定というふうに理解させていただきたいと思うんですが、そのときに今あります公園緑地管理財団という、まずこれが何なのかよくわからないんです。例えばどういう方が、国交省から行っ

ておられる組織なのか、どういう組織なのかというのが一つです。

今後、公募入札なさるときに、この財団はかなり包括的な仕事をなさっているんだと思うんですが、それも含めて全部入札テーブルに乗せられるのか。財団も入札に並ぶことができるのか。その辺を教えてください。

小川公園緑地課長 まず、2つ目の方からでございますが、管理財団は国営公園単位に委託契約を契約してございます。それに対しまして、今度は財団以外でも、例えば地方で指定管理者制度である程度実績があって、自分はやれますというところがあるかどうか公募して、その意思を確認させていただく。

一応どんなところでもいいというわけにはいきませんので、当然そういったものを実際に行えるかどうかという資格審査をさせていただきまして、その上でここはそういう企画競争に参加するだけの資格があるということでありましたら、管理財団と同じレベルで企画競争に参加していただくという仕組みを考えてございます。

もう一点のどういう組織かということでございますが、先ほども言いましたように、国営公園ごとに管理センターを置きまして、そこで現地での管理業務をやってございますが、本部は東京にございます。トップ理事長以下の組織でございますが、役員の一部には国のOBの役員もおります。

職員は、昭和49年以来の組織でございますので、プロパーの職員がほとんどでございます。

斉藤委員長代理 もう御説明いただいたんですが、そうすると民間から応募した人の入札上の競争相手は、この管理財団になることが大いにあるということですね。

小川公園緑地課長 当然管理財団は、今までもやってきておりますし、管理財団でないところまでは逆に非常に難しいということやってきたわけでございますけれども、同じように応募されて、それなりの企画競争に参加する資格があるだろうと判断された者等は管理財団だけではありません。沖縄の場合には海洋博覧会記念公園管理財団とかもございまして、企画競争をそこで行うということで、それには入る形になります。

落合委員長 本田委員、どうぞ。

本田委員 今回の企画競争には、当然価格も入るわけですね。

小川公園緑地課長 価格は入りますけれども、むしろ国営公園の場合には、ほかの業務と違いまして、この中に入ってございます精算方式でやっておりまして、ある一定の予算しかないものですから、その水準で何をどこまでやるかということで予算以上の費用支出は当然できませんし、効率的にやったから、それを受託者が自らの収入にすることもできないという形になっておりまして、予算と管理の内容が非常に多岐にわたりますので、管理内容の細々したものをどういう形で1年間やっていくかということを経営評価する形になってくるだろうと思っております。

本田委員 この財団も、民間の方も、競争で入札に入ってしまったときに、そういう業務内容は当然あるんですけれども、入札ということであればやはり予算云々ではなくて価格

が入らなければ意味がないんだろうと思います。それで対等にやると読めばいいんですか。

小川公園緑地課長　そうです。

本田委員　もう一点御質問したいんですけれども「国営公園事務所の体制図～国営アルプスあづみの公園事務所の例～」と書いてありますけれども、ここはどういうことをやるんですか。随分組織も大きいし、人員もかなりいる。一つ一つの国営の公園事務所にこういうのがあって、ここは何をやっているんですか。

小川公園緑地課長　今、イ号公園の例としまして、アルプスあづみの公園を掲げてありますけれども、イ号公園の場合は防災公園を除きますと、非常に面積も300ヘクタール以上で、しかも複数の県からの広域的な利用者がそこを利用されるというような大規模なものでございまして、しかも通常の国営公園はまだ一部が供用した段階でありまして、残り分はまだ整備中でございます。ということで、この事務所は整備がメインの仕事でございまして、総務課、用地課、工務課、調査設計課、用地官、建設監督官とありますが、総務課には2係、工務課ですと工務と建築設備、それから実際に用地官とか建設監督官などは、工事の監督をするような職務でございます。そういうことで、主として国営公園の整備業務を行っていくためのものでございます。

落合委員長　小林委員、どうぞ。

小林委員　ロ号公園についてお伺いしたいんですけれども、2ページのところではロ号公園について「我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため」という目的が書かれていて、御説明いただいたところはその趣旨からいろいろ国の責務として実施すべき性格だということで、随契という御説明を受けたと思うんです。

この趣旨、目的からすると、これを随契でやらなければいけない。勿論、国の責任の下で競争入札をするということが十分考えられるのではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

小川公園緑地課長　代表的な例としまして、行幸啓、皇室を始め非常に重要な方々が訪れる機会が非常に多いこと。それから、国営公園の中にあります、非常に重要な資産を適切に保存・活用していくということで、ロ号は従来どおりの形で管理をしていくべきだということで、この見直し計画を作成したわけですが、公園で申しますと8ページに具体の全箇所がございますので、ここで見ていただけたらと思います。

例えば歴史型の文化資産活用型のものですと、国営飛鳥歴史公園、国営吉野ヶ里歴史公園、少しタイプが両方になりますけれども、国営沖縄記念公園の中の首里城地区、こういうものは国として非常に重要な文化財を保存・活用して、国営公園として設置を進めているものでございまして、1つ目の国として責任を持ってお迎えすべき方々がこられる機会もロ号公園ですとどうございますし、一つの例で高松塚の古墳などが今、話題になっているところもありますけれども、歴史公園の例でいいますと今、5地区ある中でそれぞれが非常に重要な文化財を、まさに国が責任を持って管理すべき文化財と一体となって国営公園の方もやっておりますので、それからしましても私どもそういう貴重な文化財と一体と

なって行政を進めている国営公園の管理者としても、今までどおりの体制で口号公園というものは行っていくべきだというふうに判断をさせていただいている次第でございます。

落合委員長 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 先ほど予算の話もありましたけれども、要するに国民が公共サービスの民間開放を進めるべきだと求めて、そうしましょうということで法律ができたバックグラウンドというのは、今、国の予算で国自身、あるいは随意契約等々でおやりになっていることが、必ずしもそれほどの予算がなくても、そのぐらゐの質のサービスはできるんじゃないかという国民の声で出てきたと思うんです。

したがって、民間開放というのは先ほどから先生方がおっしゃっているように、何も民間に投げて収益ベースで全部やりなさいと言っていることではなくて、もし国が今やっていることよりも、経済的にも有利に、そして同様の仕事ができれば、国としてはそちらがよいではないかという考えだと思うんです。

したがって、国は十分管理する権利を持っておられるままであって、オペレーションをやらせるだけの話ですから、そこをなぜ指定した随意契約者でなければいけないかという説明がわかりません。随意契約者というのが、何か特殊な技能を持っているならともかくとして。高松塚とか、あるいは皇室直属のというのも、そういうところは少し特殊性があるかもしれませんけれども。

国交省の方で管理なさった上で、オペレーションは国が今まで使ってきた予算よりもはるかに低い金額で民間がやれるというならやらせていこうじゃないかという考えにはならないんですか。

小川公園緑地課長 国営公園の場合、冒頭に申し上げましたように、この制度が始まりまして、第1号の武蔵丘陵森林公園の管理が始まることから、実地の管理業務そのものはアウトソーシングでやっていこうということを決めたわけですが、今回、その中でも口号公園、先ほど申し上げました具体の例ですと、たまたま飛鳥の高松塚地区の話をしてしまいましたが、ほかの地区も同様でして、キトラ古墳地区とか、甘樫丘地区とか、そういう非常に重要な国としての文化資産であるということです。ほかの吉野ヶ里遺跡につきましても、これは国指定の特別史跡になっているようなものでございます。それから、御存じかと思いますが、沖縄記念公園などの首里城地区の首里城の復元・公開、そういった口号は非常に国としてもより重大な責任を持って管理していく、アウトソーシングではありませんけれども、そういう責任の下にやっていくべきだと。

それ以外のイ号公園につきましては、今回御説明いたしましたような形で19年度から切り替えることにしております。イ号、口号を問わずでございますけれども、受託した管理財団だけが管理をしているわけではありませんで、いろいろ収益の上がるものにつきましても、積極的に民間の導入を図っております。レストランや売店には、それぞれ適した方に入ってください。さっき言いましたように、一部の遊戯施設ですとか、あるいは園内を走ります交通もしかりでございますし、持ち込みイベントをやっていただく、コンサートを

民間の方でやっていただくとか、そういったようにかなりアウトソーシングをしながら、かつ民間事業者の能力を活用できるところは大いに活用して、そうしませんとなかなか、ただ安いだけのところが入ってくるのは非常に問題であって、例えば樹木にしても非常に重要な樹木ばかりですので、変な剪定でもされたら貴重なものがどんどん価値が下がってしまうということもございます。

そういったしっかりしたところということと併せて、どんどん予算を削るだけではなくて利用促進にもつながるようなことを管理運営の中でやってほしいということを含めて、イ号公園につきまして管理財団のほかにも土俵を広くして19年度からはどういうことになるかはこれからでございますので、必ずしも全部が今から見通しができていたわけではありませんが、そういうことをやっていくということを決めたという経緯でございます。

落合委員長 ほかにございますか。榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 今の民間への発注の仕方がばらばらで、それぞれのところで発注されているんですか。それとも、むしろこういう公園なんていうのは一括で、一定の品質が必要だというのはわかるので、その品質をきちっと、どこがやるのかわかりませんが、国が品質をしっかりと、要するに仕様書ですね。仕様書がしっかり書ければ、そこで価格も品質も含めて入札になるのではないかと思います。民間がやると余り信用できないみたいな発言があるんですが、それは本当に丸投げして何でもいいよと言ってしまったら、それはそうなる可能性があります。一定の仕様を出して、例えば剪定してはいけない木はこれだとか、いろいろなルールがあると思うので、そのルールの中でやってくださいということであれば、十分競争入札になる、トータル入園者数とかも目標を持たせてやればいい話で、むしろばらばらに発注するよりもまとめて発注して、まとめたコンセプトでやっていただくと。しかし、品質はこうですと言っていたような入札のやり方があるのではないかと思います。

小川公園緑地課長 済みません。私の説明が少し舌足らずだったのかと思いますけれども、契約そのものは国から一括して管理財団に行っております。管理財団は、それを直営の組織だけで全部やっているわけではありませんで、さっき言いましたようにそれぞれ適切なところに更に専門的なところも使ってやっているわけです。

説明の中で、例えば国の方は管理業務の実施要領をつくって、それを管理財団の方にもお示しして、それにのっとってやっていく。管理財団は、その実施要領を受けまして、年間の管理の実施計画をつくります。それを協議して、よしこれで了解ということで契約につながるわけです。

ですから、管理財団以外の者が受けられることになる場合でも、同じようなことになるだろうと思います。ただ、その場合でも、幾ら管理要領、あるいは契約の中に書いてあると言いましても、剪定の例が一つ出ましたけれども、文書できちんと書いてあっても、それが現場できちんと一定の水準でもってされるかどうかというのは、実際に業務の初めか

ら終わりまでしっかりそれを見ていかないと確保されないわけです。これはほかの業務でも同じかと思います。

そういう意味で、単にコストだけではなくて、そういう管理のレベル、技術、ノウハウ、更に運営というところでのいろいろなノウハウ、企画能力、そういうものを含めて総合評価しないと決まらないという説明を申し上げたかったということでございます。

落合委員長 まだいろいろ御質問あるかと思いますがけれども、予定の時間を超過いたしましたので、これで国土交通省からのヒアリングを終了したいと思います。

ありがとうございました。

( 国土交通省関係者退室 )

落合委員長 そうしますと、本日のヒアリングで御質問できなかった部分はかなりあると思いますので、それらの点につきましては、事務局の方に御連絡をいただくようお願いいたします。

それでは、本日の委員会はこれで終了ということにいたします。次回の監理委員会は、10月16日、9時45分から開催し、引き続き各省からのヒアリングを行うということです。